

台湾に於ける漢奸裁判と台湾社会の反応—皇民奉公会を中心に

中央研究院近代史研究所

葉亭蓁

1. はじめに—

国家間に戦争が起きると、いわゆるコラボレーターとして対敵協力者が現れることは普遍的な現象である。例えば、第二次世界大戦中の欧州でフランスやベルギーなど占領区にドイツへの協力者が見られ、中国に於ける日本の占領区に日本に協力者も少なくなかった。日中戦争期において中国国内では親日政権である「偽政権」と呼ばれた満州国、中華民国臨時政府、維新政府、汪兆銘政権などが相次いで成立し、「偽政権」に協力した中国人は少なくなかった。理由のいかんによらず、彼らは「民族精神」を忘れ、「漢奸」と見なされた。

第二次世界大戦直後に国民政府は、政権の正当性を維持するため、国家のアイデンティティと民族意識を再建することが重視された¹。社会の再編、集団記憶の再構成、そして将来似たような状況が発生した時の予防などを理由として「漢奸」を裁判する必要があると国民政府は考えた²。また、当時の中共側は「漢奸裁判」を求める世論の動きを利用して、自身の勢力を強化する意図も持っていたため、国民党は、支持基盤を固めるために「漢奸裁判」を行わなければならなかった³。

こうした動きを受け、中国に復帰したばかりの台湾も、中国大陆における漢奸裁判が進められると同時に、「日本政府の協力者」として漢奸裁判に直面した。

今まで台湾に於ける漢奸の審判についての研究も、そして漢奸の一環と見された皇民奉公会⁴についての研究も非常に少ない。和田英穂は戦犯と漢奸の狭間で裁判された台湾人に注目し、有罪判決が下された台湾人は、通訳、捕虜収容所監視員などの軍属が多く、半

¹ 張世瑛、2001、「從幾個戰後審判的案列來看漢奸的身份認定問題(1945-1949)」『國史館學術集刊』、第1期、pp.1。

² 羅久蓉、1995、「歷史情境與抗戰時期「漢奸」的形成-以1941年鄭州維持會為主要案例的探討」『中央研究院近代史研究所集刊(下冊)』、24期、pp.841。

³ 和田英穂、2003、「戦犯と漢奸のはざま—中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人」『アジア研究』、Vol.49 No.4、pp.79。

⁴ 1941年4月に成立された皇民奉公会とは、台湾に在住する全島民が対象で、「台湾一家」の理念の下で戦後実践活動を推進する目的として、日本内地の大政翼賛会に相当する団体である。

数以上を占めると指摘した⁵。陳翠蓮は歴史清算の角度から分析し、陳儀政府がなぜ台湾人に対して「漢奸行為」を突き詰めたのかについて、その目的は政府へ批判的な口を封ずる措置であり、中国への政治忠誠の検証という意味もあったと指摘し、国民党の近代歴史記憶を基礎に基づいて上から下への歴史清算は社会に恐怖と反感をもたらし、社会的コンセンサス形成の機運を阻止したという結論を出した⁶。許雪口は皇民奉公会と台湾民族運動リーダーである林獻堂を中心に研究し、台湾人がやむなく皇民奉公会に参加していた複雑な思いを回想録や日記を通して分析した⁷。

しかし結果から見ると、同化政策を執行する機関である皇民奉公会の業務従事者は日本政府の協力者として扱われ、漢奸裁判を受けなかった代わりに、公権を停止されることになった。公権停止の重要性について先行研究は注目してこなかった。そのため、本稿の問題意識は、なぜ最初国民政府と行政長官が台湾における対敵協力者に漢奸裁判をかけようとしながら、結局は公権停止という戦争責任の形となったのかということである。また、台湾社会は国民政府と行政長官が漢奸裁判や公権停止で台湾人の責任を追究した時、どのような反応があったのかについても解明したい。

1. 台湾人を「漢奸裁判」から排除する理由

1937年、盧溝橋事件を機に日中戦争が始まった。国民政府は対敵協力者を懲罰するため、同年の8月23日に「懲治漢奸条例」を公布し、「漢奸」について定義した。

漢奸というのは、中国人であり、直接か間接を問わず敵の走狗となり、種々の方法で軍事の秩序を混乱させ、策略の破壊、機密の漏洩、同胞の毒害などすれば、漢奸として認識している。私たちは漢民族なので、敵国と結託する者は漢奸と呼ぶ⁸。

第二次世界大戦後、国民政府は1945年11月23日と12月12日に「処理漢奸案件条例」と再制定した「懲治漢奸条例」を公布した。懲治漢奸条例は中国の全領土に適用したため、中国に復帰後の台湾も含まれることになる。しかし、台湾は中国大陸における占領区と異なって、日本が軍事力で占領したわけではなく、日清戦争後下関講和条約に基づいて割譲

⁵ 前掲、和田英穂「戦犯と漢奸のはざま—中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人」。

⁶ 陳翠蓮、2016、「台湾戦後初期的「歴史清算」(1945-1947)」『台大歴史學報』第58期、pp.159-248。

⁷ 許雪口、1999、「皇民奉公會の研究—以林獻堂の參與為例」『中央研究院近代史研究專刊』31期、pp.167-212

⁸ 「懲治漢奸法規彙輯(1937.10-1942.3)」『國軍檔案』、國防部史政編譯局藏、檔號:013.11/2833。

され植民地であった。そのため台湾人は日本国籍を持っていた。そこで、国民政府が公布した処理漢奸案件条例や懲治漢奸条例は台湾人に当てはめるかという問題が生じた。

漢奸裁判の担当機関である軍事委員会調査統計局（以下、軍統局）は、敵の通訳や傀儡組織に仕えていた台湾人が少なくないと気づいて、台湾人は処理漢奸案件条例に適用になるか疑問に思った⁹。軍統局はその適法性を確認するため、1945年12月26日に司法院へ以下のような公文を送った。

調べた上で、本国の人民に限り漢奸の犯罪主体になる。台湾は清朝から日本に割譲され敵の手に落ち五十年が経った。中国復帰前に、この領土の主権は本国に属しないし、人民も本国の人民ではない。台湾人は、敵の侵略行為に従って不法行為を発生すれば、それによって裁判を受けるべきであるが、それ以外には、例え徴兵を強いられた者であれ、各地で敵の傀儡組織に仕えていた者であれ、懲罰漢奸条例に適用せずようである。¹⁰

一方、台湾省警備総司令部（以下、警備総部）は翌（1946）年1月16日に、再制定された懲治漢奸条例に基づいて「檢舉漢奸獎懲規程」を公布し、漢奸檢舉の命令が下り、29日まで二週間を「漢奸檢舉週間」とし、台湾に於ける漢奸の調査を始め、住民に対して密告を奨励した。

漢奸裁判は政治的な目的を持っており、社会の再編、集団記憶の再構成および統治者の統治合法性を維持することなど政治的な理由で裁判にかけられる。台湾行政長官公署（以下、長官公署）は台湾が中国復帰後の最初の統治政権として、漢奸裁判を通して対敵協力者に対して歴史の清算を行い、植民地台湾に日本からの影響を排除し、統治の正統性を確認しながら、台湾社会を再編しようとした。しかし、警備総部は中国大陆で定めた漢奸的定義と基準をそのまま台湾に適用したために、日本統治時代に台湾総督府に協力した台湾人に対して審判することが大きな問題を引き起こすことになった。他の占領区と異なり、台湾では議論が巻き起こった。

漢奸檢舉の命令を下してから、長官公署は「漢奸とは何か」という激しい議論と直面することになった。官報である『台湾新生報』（以下、新生報）は真っ先に社説で五種類漢奸の定義を提出し、台湾における漢奸の定義を下した¹¹。しかし、当時最大の民営報、日本統治時代に活躍した台湾の民族運動家や社会運動者によって創設された『民報』という新聞社は漢奸の定義と適用範囲について疑問を抱いた。

⁹ 〈院解字第3078號〉、司法院法學資料檢索系統「判解函釋」。<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>

¹⁰ 同上

¹¹ 社論「檢舉漢奸運動」、『台湾新生報』、1946年1月19日、第2版。

民報の自由論壇によると、「50年来、台湾人民は日本に統治され、台湾人の負担は日本人の負担に劣らない…そのような解釈によると、恐らく日本が降参した前、全て台湾に住んでいた本島の人民は、誰でも対敵協力者であり、漢奸である。内地に適用な法律は、必ずしも台湾に適用できるわけではない。」¹²と主張した。

それに当時の台湾社会も漢奸問題について賛否両論に分かれていた。唯一の左翼の新聞社である人民導報は台湾社会に「台湾に漢奸がいる」と「台湾に漢奸がない」の二つの意見が併存していると報道した。「台湾に漢奸がない」という意見を持つ者は「国際法によると台湾は日本の領土であり、台湾人は日本国民なので、日本のために忠誠を献じることが漢奸行為と称されない」と主張している。一方で「台湾に於ける漢奸がいる」という意見を持つ理由は「民族観念によって、台湾人は中国民族の一つ、そのため、敵と協力しすぎ祖国に攻撃した者は漢奸として認識せざるを得ない。」¹³

注意すべきは、長官公署が漢奸裁判を利用して政権の正統性を確立しようとしていた同時に、一部分の台湾人はこの政権の合法性に疑いをかけ始めたことである。人民導報の報道によると、一般人民は漢奸の摘発内容に対してさほど関心を持たず、彼らは漢奸裁判を長官公署が職を利用し利益を図る手段に過ぎないと認識していて、「漢奸と汚職の悪さは差がないので、検挙する必要がない」を主張し、長官公署の汚職問題について攻撃した。

14

台湾社会からの糾弾に答えるかのように、警備総部は台湾で漢奸の総摘発を行なっていて、最初の漢奸として逮捕されたリストを公布した。逮捕されたのは全て汪兆銘政権の命令によって台湾で成立された中華領事館に仕えていた者である。それは、中華領事館の代理総領事一人、領事一人、副領事三人¹⁵、台湾総督府に関わっていた者は一人もいなかった。

台湾社会は、懲治漢奸条例を議論していてコンセンサスを得ないうちに、国民政府司法院は軍統局の疑いを解くため、1946年1月25日に院解字第3078号書簡という公文を公布し、「台湾人は、徴兵を強いられた者であれ、各地で敵の傀儡組織に仕えていた者であれ、国際法の裁判を受けるべきであり、懲治漢奸条例を適用しない」と定めた¹⁶。台湾人が「漢奸」として法律の制裁を受けない原則を立てた。

2. 公権停止について長官公署と台湾社会の思惑

¹² 「自由論壇-何等様人才是漢奸」『民報』，1946年1月22日，第2版。

¹³ 「台湾に於ける漢奸の種類」『人民導報』，1946年1月23日，第2版。

¹⁴ 「檢舉漢奸的雜音」『人民導報』，1946年1月23日，第2版。

¹⁵ 「本省首批漢奸入網 偽總領事等五人被擒」『民報』，1946年1月24日，第1版。

¹⁶ 同9。

上述の司法院による台湾人は懲治漢奸条例に適用しないという規定があったから、長官公署は「漢奸裁判」を利用して日本統治時代の対日協力者に対して歴史清算することはできなくなった。しかし、台湾は植民地支配から脱し、中国に編入されていくうちに過去清算する必要があるし、敵の手先として業務に遂行した者がこれから役職を得る事を防止する必要もあると長官公署は考えたので、日本統治時代の対敵協力者の清算方法を公権停止に変更した。

1946年4月に台湾に於ける最高の民意代表である省参議員の選挙前、長官公署民政処長の周一鶚は記者に「漢奸とかつて皇民奉公会の重要な業務に従事した者は選挙に立候補することは禁止される」を發表し、「再審され合格している甲種公職立候補者¹⁷は、さらに各地地方政府によって漢奸の疑いで告発されてなく、皇民奉公会の重要な業務に従事しなかった事を再確認の上で選挙に立候補できる」と伝えた。なぜ皇民奉公会の業務に従事した者が指名されたのか。長官公署の考えでは、日本統治時代に作られた皇民奉公会は戦時日本の同化政策と侵略政策を実行し、「皇民化」運動を遂行した機関¹⁸であり、皇民奉公会の重要な業務に従事した者は日本政府の奴化政策遂行に協力した裏切り者¹⁹と見なされたからである。

それと同時に、長官公署も国民政府の考選委員会に、「裏切り者が選挙に参加する事を防止するため、漢奸の疑いで告発された者か皇民奉公会の重要な業務に従事した者は立候補になる事禁止すべき」という公文が考試院へも転送された。考試院は同意という判断を下し、4月19日に「秘文書」によって長官公署に返答した。²⁰

考試院の許可を得たとき台湾省参議員選挙がすでに終わっていたので、結局は周一鶚の主張は行政命令にならなかったが、彼の発言から分析すると、長官公署は皇民奉公会の業務に従事した者は立候補できないという方式で歴史の清算をしようとしたことがわかる。

さらに、皇民奉公会の業務に従事した台湾人エリートは周一鶚の発言で不安になり、議員の資格を失う事に恐れた。日本統治時代の台湾民族運動指導者であり、台湾議会設置請

¹⁷ 長官公署は1946年1月22日に「台湾省省縣市公職立候補者臨時檢覈実施弁法（台湾省省縣市公職候選人臨時檢覈實施辦法）」を公布し、この弁法に基づいて檢覈し合格証明書を取得しないと公職立候補者に成れないと規定した。又、檢覈合格の公職立候補者について甲、乙二種類を分けられた。甲種公職立候補者は省縣市参議員、区郷町民代表、県轄市市民代表などの立候補者となる。乙種公職立候補者は区郷町民代表と県轄市市民代表の立候補者となる。

¹⁸ 「電送本省停止公權人登記規則請察核由」『監察委員丘念台建議飭請各省對台胞舊案應寬憫不究』、台湾檔案管理局、デジタル番号 A202000000A=0035=67=490=1=008=0000274120001.jpg

¹⁹ 「台湾皇民奉公會活動由」『台湾皇民奉公會活動概略』台湾檔案管理局、番号 0036/340.2/5502.3/18/019

²⁰ 同 18

願運動のリーターである林獻堂さえも日記に「我は奉公会参与と事務長に担当していたので、立候補失格かも…かなり不安である」²¹と書いていた。

1946年8月9日、行政院は傀儡組織と所属機関団体に仕えていた者が懲治漢奸条例によって断罪されていなかったという問題を解決しようとしたため、懲治漢奸条例の第十五条によって「傀儡組織と所属機関団体に仕えていた者について立候補者になる立候補と任用弁法（偽組織或其所屬機關團體任職人員候選人候選及任用限制辦法）」を制定した。その条文では「偽組織と所属機関団体に仕えていて、懲罰漢奸条例によって断罪されていない者は2年以内に公職に立候補できない」、「公職の立候補者か公務員が試験に合格し任用された後、傀儡組織に仕えていた経歴を持つことが発見されたら、当選者は当選を無効させ、公務員は免職となる」²²と定められた。

長官公署はこの機会を利用し、上述の弁法に基づいて1946年8月21日に「台湾省停止公權人登記規則」という行政命令を發表し、規則の第一条第四項と第五項に「日本統治時代に皇民奉公会の重要な業務に従事した者」、「漢奸の疑いで告発された者²³」が公權停止の範囲に含むと規定した。公權停止というのは、公民宣誓の参加禁止、各種公職選挙参加の禁止、各レベルにおいての公務員および弁護士業務遂行の禁止など、個人権利に対して極めて重大な影響を与えたものである。この規定は上述の周一鶚が発表した主張より台湾に大きな影響を及ぼすので、公布するや否や台湾社会に旋風を巻き起こした。²⁴

台湾出身の監察委員兼国民党台湾党部執行委員である丘念台は「台湾省停止公權人登記規則」を取り止めようと国民政府に要請した²⁵。「民報」は停止公權案について、台湾に対して「まるで突然襲ってきた原子爆弾」と認識し²⁶、長官公署が指名した「日本統治時代に皇民奉公会の実務業務を担当した者或いは漢奸の疑いで告発された者」の適用範囲がすごく広いから、はっきり説明する必要があると主張した。また、民報の記者は台湾省署法院にインタビューし、担当者から「以下の条件を満たすと皇民奉公会の実務業務の担当者と漢奸の疑い告発された者を見なす。それは、敵の走狗となったこと、本省人の利益を害すること、国家の權益を侵奪すること」という回答を得たが、解釈を聞いても意味がよ

²¹ 林獻堂著、許雪姬編、2001、『灌園先生日記(十八)一九四六年』、pp.129。

²² 《國民政府公報》2606號(1946年8月23日)、pp.2-4

²³ 例えば、1946年3月に台湾省警備總司令部は1946年1月16日が公布した「処理漢奸案件条例」に基づいて辜振甫、林熊祥、許丙、簡朗山、黃再壽、詹天馬、陳忻など十数人を台湾独立の目論見の理由で漢奸と指摘し逮捕した。

²⁴ 「原子彈突然而來 公權問題捲起大旋風」『民報』、1946年9月5日、第2版。

²⁵ 「請阻止台省公署訂頒條例苛日寇統治時代工作人員以安人心而固統治由」『監察委員丘念台建議飭請各省對台胞舊案應寬憫不究』台湾檔案管理局、デジタル番号 A202000000A=0035=67=490=1=002=0000274060005.jpg

²⁶ 「參議員公務員等 都做不得了」『民報』、1946年9月4日、第3版。

くわからないと感じた。そのため、再び当局に社会の平穩を維持するため具体的な内容の説明を求めた。

また、民報で「公権停止という情報が伝えられるや否や、台湾のあちこちでこのことについて議論している。痛快だったという方もいるし、恐怖を感じる方もいるし、疑いを抱く方もいる」という報道があって、当時の台湾社会が公権停止案について議論してやまない面も窺える。

人民導報はこの公職停止事件を「公職追放令」と見なし、六百万人の台湾人に参考として、各分野の13人に停止公権人登記規則を施行すべきかについて意見を乞い、四日間に分けて新聞に掲載された。13人の中に長官公署官員の3人²⁷の意見を除いて、残りの10人は台湾人エリート²⁸である。この10人の意見からみると、反対者は7人で、賛成者は2人、あと一人の立場は曖昧である。反対の声が圧倒的に強いと見られた。

最も多い反対理由は「皇民奉公会の業務に従事した者は多く帝国主義に迫れて、本心で協力したいわけではなく、心中は尚民族正義を保つ者が少なくない」である。そのほか、「このような国家に無益にかつ社会に不安させる追究は意味がない」と「手柄によって罪を償う方がよい」なども提出された。これに対して、賛成者は「皇民奉公会の業務に従事した者は民族正気を失い、同胞を売り出し、エゴイズム」などの主張もあった。

上述のように台湾社会は公職停止事件によって皇民奉公会の実務業務を担当した者を始めとし、対日協力者について再評価した。しかし、対日協力者とは何か、「漢奸」とは何かというコンセンサスが得られることはなかった。

4.終わりに

第二世界終結後国民政府は、戦争責任の追究や統治正当性の確立のため、漢奸裁判を実施した。中国に復帰する台湾も「日本政府の協力者」として漢奸裁判に直面したが、結局台湾に於ける台湾人は漢奸として処罰された人はいない。

それはなぜかという、国民政府は台湾が他の占領区と異なって条約で割譲され、台湾人は長期間にわたり日本国籍を持っていたということが理解し、法律解釈の方式で台湾人が「漢奸」として法律の制裁を受けない原則を立てたからである。この点からみると国民

²⁷ それは民政処長周一鶚、台湾省党部主任李翼中、宣伝委員会主任委員夏濤聲である。。

²⁸ 省参議会秘書長である連震東、台湾省政治建設協會幹部である蔣渭川、台北市参議会議長である周延壽、科學振興會理事長である施江南、台北市議員である謝娥(女性)、顔欽賢、台北市参議員である張晴川、林忠、省参議員である郭國基、三民主義青年団台湾区団部文化建設委員会總務科長である張泉和。

政府は台湾人の戦争責任に対して寛容な措置をとって、台湾人に対して配慮を払ったと言えるだろう。

また、長官公署は新しい統治者として過去対日協力者を清算する必要があり、敵の手先として業務に遂行した者がこれから役職を得る事を防止すべきことで、公権停止によって対日協力者を懲罰した。各種公職選挙参加の禁止や公務員禁止などになる「公権停止」は過去対日協力者の公私行動に重大な影響を与えたため、台湾社会に大きな衝撃をもたらした。しかし、長官公署の立場から考えると「漢奸」という罪で対日協力者を問う場合処刑になる可能性もあったので、「公権停止」という行政命令は比較的に「軽い懲罰」である。

これに対して、皇民奉公会の業務に従事した者に対する公権停止を適用すべきかどうかについて、台湾社会は賛否両論に分かれていた。しかし、適用の立場をとった政府に対して反対する声が多くあった。皇民奉公会の業務に従事した者は自分たちが対日協力者だったことを認めたが、彼らを含むほとんどの台湾人の考えるでは、台湾は清の時代に日本の統治下に置かれたため、日本政府に協力するのはやむを得ないことであって、自分たちの非ではないと主張した。対日協力者になった原因は、帝国主義者による強制であって、本心では協力したくなかったと彼らは強調し、政府の公権停止措置を反対した。

また、かつての日本政府と比べつつ、国民政府を批判する人もいった。皇民奉公会生活部長を担当した楊金虎の回想録では、「日本統治時代にあれこれ抑圧され、家名を挙げる事も出来なかったが、民権はまだあった。しかし、祖国復帰してから逆に公職の立候補者になる権利も祖国に剥奪され、それがいかにも残酷だ」²⁹と言及している。

上述することから分かるように、国民政府と台湾社会との間、さらに台湾社会の内部でも、対日協力者についてどう処理すべきかについてコンセンサスができていないということである。特に、国民政府と長官公署は植民地化された台湾及び台湾の対日協力者を配慮するつもりで、「公権停止」というより軽い措置をとった。しかし、多くの台湾人は政府が日本植民地時代の苦しさを理解してもらえてないと考え、お互いに認識のズレが生じた。結局、政府は台湾社会の反発に十分に対処せず、強制力によって「過去清算」に踏み切った。その原因で長官公署と台湾社会の対立が一層深まった。

²⁹ 楊金虎、1990、『七十回憶(上)』、中國現代自傳叢書、pp.92。